

会報

信州中野商工会議所

Vol.420
June 2020



-Topics!!-

信州なかの未来券の 取扱事業者を募集しています!

信州なかの未来券は、新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大により事業活動に大きな影響を受けた市内事業者を支援するための事業です。

信州中野商工会議所からのお知らせ

信州なかの未来券

～みんなで守ろう地域のお店～

買って応援! 取扱店で未来券を買って応援! 馴染みのお店を助けたい!

お得に買い物! 5,000円分の未来券が4,000円で買える! 1シート当たり、1,000円お得!!

販売価格 1シート **4,000円** (1,000円5枚)

応援したいお店で買ってね!

「取扱店」は信州中野商工会議所ホームページで随時ご確認いただけます。
信州なかの未来券とは、お知り合いの安心なお店を応援したい事業者の活動をサポートします。
信州なかの未来券は、取扱店が購入した未来券を、ご利用いただける事業者へお送りいたします。
※取扱店・取扱店を認めた事業者は、信州なかの未来券を、随時ご利用いただけます。

※ 市内に店舗や事業所を有し、商品やサービスを提供している事業者

※ 信州なかの未来券を、取扱店に購入し、お知り合いの安心なお店を応援したい事業者の活動をサポートします。
信州なかの未来券は、取扱店が購入した未来券を、ご利用いただける事業者へお送りいたします。
※取扱店・取扱店を認めた事業者は、信州なかの未来券を、随時ご利用いただけます。

令和2年 各事業所より
6月順次販売開始

販売期限 7月末

問い合わせ先 信州中野商工会議所 TEL.0269-22-2191

《取扱事業者の流れ》

- ①商工会議所へ取扱事業者の登録申請
- ②商工会議所から郵送により信州なかの未来券を受取る
- ③信州なかの未来券に取扱事業者名を押印
- ④信州なかの未来券1シート(1,000円×5)を販売価格4,000円でお店にてお客様に販売 ※販売期限 7月31日
- ⑤販売完了時または8月21日までに商工会議所へ販売報告
- ⑥商工会議所から取扱事業者へ最大10万円の補助金が振込まれる



詳細は、今月号の折込チラシならびに左記のQRコードよりホームページでご確認ください。

CONTENTS

- 2 信州なかの未来券
- 3 常議員会・通常議員総会
- 4-6 中小企業相談所だより
- 7 お知らせ
- 8 会社とわたし、新入会員紹介

今月の表紙

「なつちよ合同会社」では、新型コロナウイルスによる外出自粛中でも『地元の飲食店を応援しよう!』と考え、自宅で「美味しく」「楽しく」過ごせるよう「中野市43,000人のテイクアウト(持ち帰り)大作戦!」『#おごっそテイクアウト』と銘打った企画を始めました。
詳しくは下記のQRコードよりご覧下さい。

信州なかの未来券を
活用しよう!

地元の飲食店を応援しよう!

おごっそ
テイクアウト

公式サイト

ハッシュタグ「#おごっそテイクアウト」を付けてSNSに発信しよう!

中野市 43,000 人のテイクアウト大作戦!

●信州中野商工会議所

〒383-0022
長野県中野市中央 1-7-2
TEL 0269-22-2191
FAX 0269-26-7007

E-mail: info@nakanocci.or.jp
発行人:池田喜芳 編集人:白井 武
発行:令和2年6月1日(毎月1日発行)



常議員会・通常議員総会開催

令和元年度事業報告及び収支決算報告を審議する常議員会が5月19日、通常議員総会が5月26日に、コロナ禍を考慮して当所において開催しました。

第1号議案 令和元年度事業報告について、第2号議案 令和元年度収支決算について、すべての議案が原案どおり承認議決されました。

令和元年度の総括的な事業の概要並びに収支決算の概要について掲載していますのでご覧ください。

事業の概要

1 意見活動

- (1)中野市理事者への要望
 - ア、会館移転関係の要望
 - イ、新型コロナウイルス感染拡大に係る市内企業の影響調査と対策施策の要望
- (2)中野市議会との懇談会の実施

2 中小企業、小規模企業対策

- (1)経営改善普及事業の実施
- (2)国・県・市の各種制度資金の融資相談、斡旋
- (3)なんでも相談会（含む出前相談）実施、並びに広域専門指導員による専門的支援
- (4)中小企業景況調査等の実施
- (5)消費税転嫁対策事業・キャッシュレス化推進事業の実施
- (6)経営計画作成支援

3 商業振興対策

- (1)まちづくり支援
- (2)空き店舗調査と情報公開
- (3)商品券事業の見直しについて検討
- (4)誘客対策及び催物の実施

- (5)各種団体との連携（青年部、女性会、中野市商店会連合会、J A中野市等）

4 工業振興対策

- (1)信州なかのおごっそフェアへの協力
- (2)産業フェアin信州への協力
- (3)製造業景況調査の実施及び各種情報提供

5 労務対策

- (1)新規就職者激励大会の開催
- (2)従業員健康診断事業の開催
- (3)永年勤続従業員表彰式の開催
- (4)各種検定試験の実施

6 地域振興対策

- (1)信州中野おごっそフェアの実施、同実行委員会の企画・立案
- (2)中野市経済新春賀詞交歓会の実施
- (3)中野ひな市、中野祇園祭、中野えびず講の実施
- (4)中野シヨンシヨンまつり、なかのバラまつり等への協力
- (5)信濃グランセローズ応援活動の実施

令和元年度 連結収支決算書

(千円)

収入の部		決算額	支出の部		決算額
会費・加入金・負担金		19,344	事業費・委託費・補助事業費		20,635
事業収入		31,514	人件費		58,656
交付金・補助金・委託料		45,640	管理費・事務費		15,355
特退金掛金		37,530	特退金積立金等		37,530
特退金給付金受入		24,549	特退金給付金支払		24,549
雑収入		2,244	積立金		1,006
繰入金他		163,327	繰出金その他		110,827
青年部・女性会		5,889	青年部・女性会		2,934
前年度繰越金		11,966	次年度繰越金		70,511
総合計		342,003	総合計		342,003

スポーツを通して
地域を応援しています！

パナソニック耐震住宅工法

テクノストラクチャーの家

 0120-978-765

誠実なる施工をもって地域の発展に寄与する

 **中野士建株式会社**

■本社 / 〒383-0021 長野県中野市西2-5-11
TEL 0269(22)3175(代表) FAX 0269(22)7855

融資制度

長野県 新型コロナウイルス感染症対応資金

対象要件

新型コロナウイルス感染症対応資金にて、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを活用した場合に、保証料・利子の減免を行います。

売上減少率	売上高▲15%以上	売上高▲5%以上
融資限度額	3,000万円(運転・設備合計)	
貸付期間	10年以内(据置期間5年以内)	
資金の使いみち	運転資金・設備資金	
貸付利率	1.30%	1.60%
	借入当初から3年目までは利子補給によりキャッシュバックとなります。(年2回の還付予定)	
保証料	なし	1/2
その他	既往借入借換可能 (ただし、1/29以降の融資制度に限る)(同一金融機関かつ保証協会付きに限る)	

「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」

※中小・小規模事業者等に実質的に無利子・無担保

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方

- 最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方
- 業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合は、最近1カ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - 過去3カ月(最近1カ月を含みます。)の平均売上高
 - 令和元年12月の売上高
 - 令和元年10月から12月の平均売上高

	中小事業	国民事業
貸付限度	3億円(別枠)※利下げ限度額:1億円	6千万円(別枠)※利下げ限度額:3千万円
貸付利率	1.11%→ 0.21% (当初3年間) ※基準利率より▲0.9% ※利子補給制度を受けると借入後3年間は0%(全額利子補給) ※4年目以降基準利率1.11%	1.36%→ 0.46% (当初3年間) ※基準利率より▲0.9% ※利子補給制度を受けると借入後3年間は0%(全額利子補給) ※4年目以降基準利率1.36%
貸付期間	設備資金20年以内、運転資金15年以内	
担保	無担保	

◎詳しくは、日本政策金融公庫 長野支店(☎026-233-2141)までお問い合わせください。

危機関連保証

(売上高が前年同月比▲15%以上減少の場合)

	中野市 経営安定対策資金
	特別運転資金(運転資金のみ利用可)
融資限度額	2,000万円
利率	1.60%
利子補給	借入から2年間の全額利子補給
融資期間	7年以内(据置12カ月以内)
保証料	なし(中野市が負担)

経営健全化支援資金(新型コロナウイルス対策)

(売上高が前年同月比▲15%以上減少の場合)

	長野県 経営健全化支援資金(新型コロナウイルス対策)	
	設備資金	運転資金
融資限度額	6,000万円	8,000万円
利率	0.80%	
融資期間	10年以内	7年以内(借換不可)
	(据置24カ月以内)	(据置24カ月以内)
保証料	・危機関連保証、セーフティネット保証等利用の場合は、なし ・他の保証制度にあつては、県・市町村補助により保証料の5分の4を補助	

◎詳しくは、信州中野商工会議所(☎0269-22-2191)までお問い合わせください。

設備投資・販路開拓支援

ものづくり・商業・サービス補助

新商品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援

補助上限:1,000万円

補助率:中小2/3

小規模2/3

詳しくは右記のQR
よりご確認ください。



小規模事業者持続化補助金(コロナ型)

小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために行う販路開拓等の取組を支援

補助上限:100万円

補助率:2/3

詳しくは右記のQR
よりご確認ください。



IT導入補助金

ITツール導入による業務効率化等を支援

補助上限:30~450万円

補助率:2/3

※ハードウェア(PC、タブレット端末等)のレンタルも対象に

詳しくは右記のQRより
ご確認ください。



新型コロナウイルス関連緊急施策の紹介 !!

給付金

持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金です。

【給付額】

法人 200万円、個人事業主 100万円

※ただし、昨年1年間の売上から減少分を上限とします。

【計算式】

売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

【申請要件】

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者
 - ②2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者
 - ③法人の場合は、資本金の額又は出資の総額が10億円未満、または上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下である事業者
- ※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

【申請方法】

- ① **電子申請の場合** 「持続化給付金」と検索し、所定の入力画面にて手続きをおこなってください。(右記QRコードをご活用ください)
- ② **窓口申請の場合** 当会議所を申請会場とし、右記の日程で手続きをおこなうことができます。
ただし、来所される場合は、事前の予約が必要となる

ため①、②、③いずれかの方法で必ず予約をしてください。

- ①申請サポート会場 電話予約窓口 (オペレーター対応)
電話：0570-077-866
※受付時間：平日、土日祝日ともに9:00～18:00
※「会場コード2013」をお伝えください
- ②申請サポート会場 受付専用ダイヤル (自動ガイダンス)
電話：0120-115-570
※受付時間：24時間対応
※「会場コード2013」をお伝えください
- ③持続化給付金ホームページからの「来訪予約」

期間：令和2年5月30日(土)から

時間：9:30～17:30

場所：信州中野商工会議所 (中野市中央 1-7-2)

【必要書類】

- 法人**
- ①確定申告書別表一の控え (1枚)
※確定申告書別表一の控えに収受日付印が押されていること。
 - ②法人事業概況説明書の控え (2枚 両面)
 - ③対象月の売上台帳等 (2020年分)
 - ④通帳の写し
- 個人**
- ①確定申告書第一表 (1枚)
※確定申告書第一表の控えに収受日付印が押されていること。
 - ②所得税青色申告決算書 (2枚) ※青色申告者のみ
 - ③対象月の売上台帳等 (2020年分)
 - ④通帳の写し
 - ⑤本人確認書の写し (運転免許証など)

詳しくは右記のQRよりご確認ください。



税の申告・納付

納税猶予・納付期限の延長

【申告(及び納税)にお困りの方】

申告・納税期限の延長 (2020年6月30日)

全事業者 (個人・法人全ての方)	<ul style="list-style-type: none"> ・申告所得税(及び復興特別所得税) ・法人税 ・消費税 ・贈与税 ・相続税 ※申告期限以降も、柔軟に受付します ※基本的には、延滞税・利子税は発生しません
---------------------	--



【お支払いが困難な方】

納税期限 (延長された期限を含む) までにお支払いが困難な方 (2021年6月30日)

納税の猶予	事業収入が20%以上減少	無担保+延滞税なしで、1年間納税猶予 ※2020年2月から納期限までの一定の期間(1か月以上)において、事業収入が減少(前年同期比概ね20%以上)
	個別の事情がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、1年間猶予 ・猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除 ・財産の差押えや換価(売却)が猶予

詳しくは右記のQRよりご確認ください。



固定資産税等の軽減

固定資産税・都市計画税について、要件を満たした場合に、納税が猶予・軽減されます。

【納税猶予の要件】

2020年2月～納付期限までの任意の1ヶ月以上の収入が前年同期比概ね20%以上減少

【軽減・免除の要件】

2020年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月の事業収入が対前年減少率

- ① 50%以上減少 七口
- ② 30%以上50%未満 1/2

詳しくは右記のQRよりご確認ください。



※5/25(月)時点での情報です。施策の内容が変更になることがありますので、詳しくは会議所までお問い合わせください。TEL:0269-22-2191

雇用調整助成金

労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するものです。

助成内容・対象の大幅な拡充

- ※令和2年4月1日から令和2年6月30日までの休業等に適用
- ①休業手当に対する助成率を引き上げ（中小企業4/5、大企業2/3）
- ②解雇等行わない場合、助成率の上乗せ（中小企業9/10、大企業3/4）
- ③教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げ（中小企業2,400円、大企業1,800円）
- ④新規卒卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象
- ⑤1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能
- ⑥雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象

詳しくは下記のQRよりご確認ください。



受給要件の更なる緩和

- ⑦生産指標の要件を緩和（対象期間の初日が令和2年4月1日から令和2年6月30日までの間は、5%減少）
- ⑧最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象
- ⑨雇用調整助成金の連続使用を不可とする要件（クーリング期間）を撤廃
- ⑩申請様式が簡素化されます。

労働保険料の申告・納付期限について

新型コロナウイルス感染症影響を踏まえ、令和2年度労働保険料の申告・納付期限が**令和2年8月31日まで延長**されます。

《申告期限》

従来	延長後
令和2年6月1日 ～7月10日	令和2年6月 ～8月31日

《納期限》

従来	延長後
令和2年7月10日	令和2年8月31日

猶予（特例）の概要

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方にあつては、申請により、労働保険料等の納付を、**1年間猶予**することができます。
- ・この納付猶予の特例が適用されると、**担保の提供は不要**となり、**延滞金もかかりません**。

対象となる事業所

- ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
- ②①により、一時に納付を行うことが困難であること
- ③申請書が提出されていること

対象となる労働保険料等

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する労働保険料が対象

申請方法

- ・納期限までに申請してください。
- ・労働局に「労働保険料等納付の猶予申請書（特例）」等を提出してください。

※ご不明な点があれば、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問合せください。

厚生年金保険料等の納付猶予の特例について

厚生年金保険料等の納付を、**1年間猶予**することができます。
担保の提供は不要となり、**延滞金もかかりません**。

猶予（特例）の概要

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった事業主の方にあつては、申請により、厚生年金保険料等の納付を、**1年間猶予**することができます。
- ・この納付猶予の特例が適用されると、**担保の提供は不要**となり、**延滞金もかかりません**。

対象となる事業所

- ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
- ②厚生年金保険料等を一時に納付することが困難であること

対象となる厚生年金保険料等

- ・令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する厚生年金保険料等が対象となります。
- ・上記の期間のうち、既に納期限が過ぎている厚生年金保険料等（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用できます。

申請方法

- ・「納付の猶予（特例）申請書」を管轄の年金事務所に提出してください。（郵送で申請いただけます。）
- ・指定期限までの申請が必要です。

※申請にあたっては、管轄の年金事務所へご相談ください。

商工会議所従業員健康診断の日程

今年度の従業員健康診断の予定は下記のとおりです。

場 所	月日	曜日	健診予定	受付時間区分
新井工業会館	令和2年 8月18日	火	午前	8:00~11:30
	19日	水	1日	8:00~15:30
商工会議所会館	20日	木	午前	8:00~11:30
	21日	金	午前	8:00~11:30
	9月8日	火	午前	8:00~11:30
	9日	水	午前	8:00~11:30
	10日	木	1日	8:00~15:30
	11日	金	午前	8:00~11:30



従業員健康診断の詳細および申込書は、今月（6月号）会報に折込みをいたしますのでご確認ください。

令和2年度 小規模企業振興委員名簿

地区	氏 名	事業所名	住 所	電 話
科野	清水 新治	(有)清水製作所	越879	26-5317
平岡	中澤 勝成	中澤木材(株)	新井360-5	22-2618
長丘	松島 弘芳	(有)松島モータース	壁田1160	26-3675
高丘	小林 豊	丸代石油	草間1749-1	22-3948
平野	小林 隆志	(有)幸建	一本木328-3	26-1037
延徳	樋口 春重	(有)樋口製作所	新保246	26-5778
日野	水上 博文	(有)新野プラスチック製造	新野725	22-5736
豊田	黒岩 正和	黒岩建設(株)	永江6555-1	38-3563

小規模企業振興委員は、このようなご相談を会議所に取次ぎしています。

- 経営
- 金融
- 税務
- 法律
- 取引
- 労務
- 開廃業

『小規模企業振興委員は、あなたと商工会議所を結ぶ身近なパイプ役です』

小規模企業振興委員とは「商工会議所には行きにくい」「どこに相談すればいいかわからない」という方のために、事業者と商工会議所を結ぶパイプ役です。振興委員は各地区毎に委嘱し最も身近な相談相手として、小規模企業振興のために活動しています。

お知らせ 中野祇園祭 中止について

中野市の伝統行事である「中野祇園祭」は、令和2年4月16日に開催した中野市祭り対策推進連絡協議会（構成団体：中野市、中野市市長会、四ヶ町氏子総代長、信州中野商工会議所、中野市商店会連合会）及び各町のおみこし等関係者を交えて協議した結果、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止することとなりました。

中野祇園祭をお楽しみにされていた方、準備などをされていた方々には誠に申し訳ございませんが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

お知らせ 自動車保険等の団体割引サービス（集団取扱保険制度）をご利用ください

「自動車保険の保険料5%オフ」

商工会議所の会員企業が対象の割引サービスとなります。現在ご加入の営業車や従業員、家族のマイカーも対象になります。詳しくは、更新時には取り扱い損保会社代理店までお問合せください。

- 【お問い合わせ先】 取扱損害保険会社（R2.5 現在：50音順）
- ・あいおいニッセイ同和損害保険(株)
 - ・AIG 損害保険(株)
 - ・損害保険ジャパン日本興亜(株)
 - ・三井住友海上火災保険(株)

お知らせ 景気天気図

	2020年4月の状況		先行見通し		天気アイコン	とくに好調 (50 ≦ DI)
	全国	北陸信越	全国	北陸信越		
建設	☂	☂	☂	☂	☀	好調 (25 ≦ DI < 50)
製造	☂	☂	☂	☂	☁	まあまあ (0 ≦ DI < 25)
卸売	☂	☂	☂	☂	☁	不振 (▲25 ≦ DI < 0)
小売	☂	☂	☂	☂	☂	きわめて不振 (DI < ▲25)
サービス	☂	☂	☂	☂	☂	

詳細につきましては、信州中野商工会議所ホームページにLOBO調査早期景気観測が掲載されています。(https://nakanocci.or.jp/)

経営なんでも相談会

四半期に1回開催しておりました相談会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため三密を避け、開催を見送ることとなりました。

相談については、個別巡回相談で対応いたしますので、当所経営支援課までご連絡ください。

【お問い合わせ先】 信州中野商工会議所 経営支援課 TEL: 22-2191

相談内容

- 経営相談
- 法務相談
- 労務相談
- 税務相談
- 金融相談
- 創業・経営革新相談



会員事業所を紹介します！

会社とわたし

Vol.6



松井電設工業株式会社

代表取締役 山崎 由朗さん

私は、西町で電気工事業を営む松井電設工業(株)・代表の山崎由朗と申します。先代である義父(妻の父)から会社を引き継ぎ、私で2代目になります。社名は、先代の苗字に由来します。現在は一般住宅の配線工事とエアコン工事为主で、年々新築アが増えています。特に、ここ数年続く夏の猛暑により、エアコン工事の引き合いが大変増えております。新たにエアコンを設置する、あるいは今まで設置していなかった部屋への設置など、新規取付けの件数がこの数年多くなってきています。設置したお客様からは、「夏が大変過ぎやすくなった」と大変喜ばれております。

一方、古い機種からの交換では、最近の機種は電気消費量が格段に少なくなっていますので、「思った以上に電気料金

が安くなった」と喜ばれることが多いです。エアコン工事において特に心掛けていることは、機種や設置場所の選定において、ユーザー様と綿密な打ち合わせをし、的確にニーズを捉え、ご提案をすることです。機種については、現在、各メーカーから様々な機能のついたものが発売されていますので、丁寧に説明をし、お客様のご要望にあった1台をお選びしております。また、配線力バ！配管力バ！の仕上げを綺麗に行うことも心掛けております。アフターサービスに関しましては、お客様からご依頼をいただいた際は可能な限りスピーディーに訪問し、対処する様に心掛けております。電気は、水道やガスと同様、生活に不可欠なインフラであるため、不具合があればすぐに復旧させることが求められます。このスピード感がお客様の信頼を得る重要な要素と考えております。今年の夏も、引き続き猛暑になるという見込みで、この地域でもまだまだエアコンの需要も伸びそうです。

これからも丁寧な説明と仕上げ、迅速かつ安心・安全なサービスの提供に努めて参りたいと思っております。今後とも、どうぞ宜しくお願い致します。

(担当…広報委員 武田明良)



★ 新入会員紹介コーナー ★

信州の美味しい果物栽培を発信！新商品プレミアムシードル完成！

果樹の明導庵



上今井でりんご、すもも、桃等の果実を栽培しています、果樹の明導庵(ミョウドウアン)です。

当園では、採れた果実を加工し、ジュースや果実酒として販売もこなっております。今回は、5月2日にリリースしました新商品「プレミアムシードル」をご紹介します。

甘くて美味しい「りんご」を「瓶内二次発酵」させた微発泡性ワインです。中野市ふるさと納税の返礼品として申請を予定しております。

ぜひ、ご賞味ください。
お求めは、当園のホームページよりご購入できます。

事業所名：果樹の明導庵
代表者：小林恵一
事業内容：果樹栽培、果実酒販売
住所：中野市大字上今井621
TEL：0269-38-2154

